誓　　約　　書 私は、資産の流動化に関する法律第70条第１項第３号に該当しないことを誓約します。 （記載上の注意） ［略］ **別紙様式第５号**（第９条第１項第５号・第27条第１項第３号関係） （日本産業規格Ａ４） 年　　月　　日 財務（支）局長　殿 現　住　所 役　職　名 氏　名　　㊞ 誓　　約　　書 私は、資産の流動化に関する法律第70条第１項第２号及び第４号から第10号までに該当しないことを誓約します。 （記載上の注意） ［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	誓　　約　　書 私は、資産の流動化に関する法律第70条第１項第２号及び第３号に該当しないことを誓約します。 （記載上の注意） ［同左］ **別紙様式第５号**（第９条第１項第５号・第27条第１項第３号関係） （日本産業規格Ａ４） 年　　月　　日 財務（支）局長　殿 現　住　所 役　職　名 氏　名　　㊞ 誓　　約　　書 私は、資産の流動化に関する法律第70条第１項第４号から第10号までに該当しないことを誓約します。 （記載上の注意） ［同左］

（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正）

第十三条　投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定を加える。

改　正　後	改　正　前
（投資法人設立届出書の添付書類） **第百八条**　［略］ ２　法第六十九条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。 ［一・一の二　略］ 一の三　別紙様式第二号の二により作成した設立企画人（法人である場合を除く。次号、第三号及び第六号において同じ。）及び設立時執行役員の候補者が法第九十八条第三号に該当しない旨の官公署の証明書（当該設立企画人又は設立時執行役員の候補者が外国人である場合を除く。） 二　設立企画人及び設立時執行役員の候補者が法第九十八条第二号、第四号及び第五号（当該設立企画人又は設立時執行役員の候補者が外国人である場合には、同条第二号から第五号まで）のいずれにも該当しないことを当該設立企画人及び設立時執行役員の候補者が誓約する書面 三　別紙様式第三号により作成した設立企画人及び設立時執行役員の候補者が法第九十八条第二号、第四号及び第五号（当該設立企画人又は設立時執行役員の候補者が外国人である場合には、同条第二号から第五号まで）のいずれにも該当しないことを当該設立企画人及び設立時執行役員の候補者が誓約する書面 ［四～七　略］ （心身の故障のため職務を適正に執行することができない者） **第百六十三条の二**　法第九十八条第二号（法第百五十一条第六項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	（投資法人設立届出書の添付書類） **第百八条**　［同上］ ２　［同上］ ［一・一の二　同上］ ［号を加える。］ 二　設立企画人（法人である場合を除く。次号及び第六号において同じ。）及び設立時執行役員の候補者が法第九十八条第二号及び第三号に該当しない旨の官公署の証明書（当該設立企画人又は設立時執行役員の候補者が外国人である場合を除く。） 三　別紙様式第三号により作成した設立企画人及び設立時執行役員の候補者が法第九十八条第四号及び第五号（当該設立企画人又は設立時執行役員の候補者が外国人である場合には、同条第二号から第五号まで）のいずれにも該当しないことを誓約する書面 ［四～七　同上］ ［条を加える。］